

## 合併公告

株主および債権者各位

当社（甲）は、平成 30 年 11 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、平成 31 年 1 月 1 日を合併の効力発生日として、S B B M株式会社（乙、本店所在地 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号）と合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

なお甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は同法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

### 記

一、会社法第 796 条第 3 項に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に書面をもってその旨をお申し出下さい。

一、この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

一、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

ソフトバンクグループ株式会社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

S B B M株式会社

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 30 年 7 月 11 日

掲載頁 86 頁（号外第 152 号）

平成 30 年 11 月 28 日

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

ソフトバンクグループ株式会社

代表取締役 孫 正義